

Title	フランス民事訴訟法改正草案について (二・ 完)
Sub Title	On the "projet portant révision du code de procédure civile" in France (2)
Author	石川, 明 (Ishikawa, Akira)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1957
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.30, No.5 (1957. 5) ,p.48- 54
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19570515-0048

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

フランス民事訴訟法改正草案について(二・完)

石川 明

序

第一章 治安判事の裁判

第二章 第一審裁判所の手續

管轄、呼出、準備裁判官(以上前號)、審理手續、裁判所
権限、商事裁判手續

第三章 仲裁手續

第四章 不服申立

結語

第二章 第一審裁判所の手續(つづき)

第四節 審理手續(De l'instruction)

當事者本人の出頭、宣誓、現場檢證(la descente sur les lieux)、

證人訊問、鑑定、書類檢査(la vérification d'écritures)、民事

偽造の訴(le faux civil)、公正證明(le constat d'audience)

等につき新しい精神をもつて規定する本法案は、裁判官に廣範圍にわたる手續の主導權を認め、現行法を近代生活の要請に適合せしめ、形式性を緩和した。本稿では、これ等のうち特に重要と思われる次の項目を紹介する。

(一) 本法案によると、手續は當事者により進められるのではなく、眞實發見のため(dans l'intérêt de la manifestation de la vérité) 裁判官がこれに積極的に関與することになった。一例をあげれば、證人訊問がそうである。準備裁判官又は裁判所は、手續の如何なる段階にあるかを問わず、職權により、絶対に必要と思われる事實の證明(la preuve des faits qui lui paraîtront convainquants) を命じる。同様に、また證人訊問に際し、當事者の申立中に含まれる事實については勿論、その證明が有用と思われるその他の事實の總べて(sur tous les autres dont la preuve lui paraîtrait utile) 問を發すことが出来る。

第七十九條 準備裁判官又は裁判所は、法律に別段の定めなき限り、手續の如何なる段階にあるかを問わず、職權によつて重

要であると思われる事實の證明を命じることでもできる。

第四百十八條 裁判長 (le Président) 準備裁判官又は受命裁判官 (le juge commis) は、職権により、又は當事者の請求に基づいて、證明の對象である事實、及び眞實發見のためにその證明が有用であると思われるその他の總ての事實 (Tous les autres dont la preuve paraîtra utile à la manifestation de la vérité) について、證人を訊問する。

(二) 裁判手續をより完全なものたらしめるために、委員會は技術的進歩の成果を法典中に攝取した。即ち速記術・機械速記術乃至それに類する方法による供述の記録がこれである。これによつて、裁判所は通常の調書におけるが如き不正確な記述の危険性なき調書を作成しうることになつた。次の二カ條を比較されたい。

第四百十八條 事件が控訴に服する場合 (dans les causes sujettes à appel) 書記は證人の供述につき調書を作成する。

この調書は、證人訊問の日時、場所を記載し、當事者の出缺、證人の姓名、職業、住所、證人によりなされた宣誓、親族姻族、雇傭關係についての供述、供述内容で訊問後直接に裁判長又は裁判官により要約され記述されたもの、及び前數條に規定された事項の證明を記載する。

(第三・四項略)

第四百十九條 事件が控訴審に係屬しうる場合 (Lorsque l'affaire sera susceptible d'appel) 證人訊問をした裁判所乃至裁判官は、第四百十八條の手續と異なる手續により、證人の證言を記録せしめる權限をもつ。

フランス民事訴訟法改正草案について

證言は、速記術 (sténographie)、機械速記術 (stenotypie) 乃至これに類似する方法で記録せられる。書記又は宣誓せる速記者がこれを行う。

本條により記録せられた證言は、その副本と共に、更に、必要な場合には、書記、速記者乃至専門家により確認された通常語への翻譯書と共に書記課に保管される。

この副本乃至翻譯書は、書記課の注意において、第四百二十二條に規定された訴訟記録に綴込まれる。更に證人訊問を行った裁判官及び裁判長はこれを自己の手に差留め捺印する。

(三) そのほか訴訟手續にまつわる形式性が多くの點で緩和された。例えば、現行法上書類の檢眞は第一審裁判所において行われるが、本法案によると、治安判事、商事裁判所、企業委員會 (les conseils des prud'hommes) 等は、書類の檢眞についての裁判を中止する義務を負わず、自らこれを裁判する權限を與えられた。このため民事裁判所における長期にわたり且高價な手續は避けられることになつた。

第二百四十六條 治安判事、商事裁判所及び勞働委員會は、提起せられた訴訟中間題とされた書類の檢眞に關する附帶請求を、本節の規定 (第二編第一審裁判所の訴訟手續、第四章審理手續、第四節書類の檢眞——筆者註) に従い、裁判することができる。

この場合商事裁判所又は企業委員會により任命されたその構成員が、準備裁判官の職務を行う。

更に形式性緩和の一例として、公正證明 (le constat d'audience) に關する現在の慣行の成文化が擧げられる。執行吏は要求せられた

純粹の事實の證明あるいは實體に關する證明の權限のみ有し、訴訟の終了についての本人に對してなされる通知 (*l'avis personnel*) を發し得ないという條件に従うが、公正證明の制度は、訴訟資料蒐集のために、便利・安價・迅速な手段である。

第二百六十二條 準備裁判官、裁判長乃至裁判所は、本章(第二編第四章——筆者註)に規定された何れかの證明方法を利用することなく、特別な情報が必要であると考へる場合當事者の申立又は職權により、當該裁判所の管轄區内の執行吏に對し、對審による必要はないが、一定の實體的證明乃至純粹の事實の證明手續を命じ、更に、この事項についての裁判が送達以前に且つ上訴とは獨立に執行せられることを命じることができる。

この場合委任せられた執行吏は書記課の注意による通知をうける。執行吏は、證明調書 (*procès-verbal de constat*) の形式で報告するが、證明調書の表示は裁判所を拘束しない。執行吏は何時にもその職を免ぜられ、又は變更される。

第五節 裁判所侮辱

抗辯 (*les exceptions*)、附帶請求 (*les incidents*)、訴訟終了原因 (*les causes qui mettent fin à l'instance*)、假執行 (*l'exécution provisoire*)、商事裁判手續 (*la procédure en matière commerciale*) 等、前述せる處と同じ觀點から新たに規定が設けられた。本稿では、これらの内、特に重要であると思はれる二つの改正點に注意をしてみよう。

本節では、その一つである裁判所侮辱の問題をとりあげる。本法

案第二編第七章は、第一節訴の取下 (*du desistement*)、第二節訴訟消滅 (*de la péremption*)、第三節辯論並に裁判 (*des audiences et des jugemens*) からなる。更に第三節は、第一款辯論 (*des audiences*)、第二款裁判 (*de jugemens*) に分れる。裁判所侮辱の問題は第一款に規定されている。

この第一款は、辯論に關して、本質的には現行法の規定を受繼いでいるが、本節で問題とする裁判所侮辱の點についてだけ全く新しい規定をおいている。

フランスにおいて民事・刑事手續に際し、しばしば裁判官に對する信じがたい侮辱が行われる。少數の報道關係者はこれが是認されていると信じている。而も彼等は名譽毀損や不法行為にならない程度に、裁判官の人格や品性について大衆にうけるように報道するのである。これは裁判官に必要である精神的平靜を亂す危険を生ぜしめるのみならず、裁判の尊嚴を傷つける。この觀點から委員會は、職權又は檢察官の請求により、裁判所長がこの種の書面の押收及び湮滅を命じうることを規定した。

第三百五十條 裁判長は職權又は檢察官の申立により、民事又は刑事事件手續において、たとえそれが不法行為にならないとしても、審理を行う裁判官の人格あるいは品行に關し不信を抱かせらるが如き (*susceptible de jeter le discrédit sur la personnalité ou le comportement des juges appliqués à en com-* *mencer*) 主張を含む總ての書類の押收及び湮滅を命じることができらる。

前項に従つてなされた命令は、直ちに執行しうる。この場合當該

書類の著者及び編集者はかくなされた處分の取消 (Le retrait) を請求することができる。この手續においてはこの請求につき、急速審理事件におけると同様になされる命令により、對審を以て裁判せられる。

第六節 商事裁判手續

特に重要と思われる第二の點は商事裁判手續に關する點である。商事裁判手續に關して法案は本質的には現行法の規定を受繼いでいる。従つて、本法案においては、當事者自身、その配偶者、一定範圍の親族並びに姻族、當該企業への奉仕者 (personnes au service des entreprises)、辯護士會に正規に登録した辯護士 (avocat régulièrement inscrits aux barreaux)、代訟人及び商事裁判所辯護士 (agréé de ressort) 等が、訴訟手續を進行しうるとする現行法の原則を受繼いで規定している。この原則に對する例外は重要ではないから本稿では省略する。

第三百八十條 これ等の裁判所 (商事裁判所及び商事事件を裁判する民事裁判所 [Les tribunaux civils jugeant commercialement]) を指す——本法案第三百七十九條參照——筆者註) における手續は、準備裁判官並びに代訟人の介入なしに進行しう。本法案は治安裁判所並びに企業委員會の手續における當事者の代理に關する現行法の規定の影響をうけている。

この考え方に對し反對する者は、必ず、裁判手續における當事者の代理の自由 (la liberté de la représentation) は古い傳統には合致する、と考える。現在商事裁判所の存在する大多數の地方に

において、代訟人組合 (un orde des avocats)、商事裁判所辯護士會 (une compagnie des agréés) 等が存在し、これら司法に關する總ての補助職は、その選舉せられた部又は委員會 (leurs conseils ou chanciers élus) の監督をうけ、當事者及びその他の受任者 (les mandataires) が提供しえないような保證を當事者に提供している、というのが實際である。しかし、古い傳統であるということだけから、明確な既存の權利即ち代理の自由を理由づけることは出来ない。従つて國家が、何らかの秩序に従わせることにより、總ての司法補助職を漸次嚴格に規律していく現在、商事裁判所において、何の存在理由もない過去の遺物のために、一方に當事者の出頭を認める補助職制度、相手方に證據通知 (la communication des pièces) を強制する權限、意見書提出並びに辯論の權限——勿論これ等は資格及び規律に關する法規に従うが——等が存続しうるということは、良識に反することである、というのがその批判の趣意である。

第三章 仲裁手續 (Des arbitrages)

本法案第三編に仲裁手續を規定する。

委員會は民事事件において仲裁條項の採用を擴張することはしなかつたが、契約特に附合契約においては殆んど、仲裁條項が契約者に實際上課せられた條項となつて來たことを認め、次の二點を改正した。

(一) 仲裁手續において、仲裁人の意見が可否同數の場合 (en cas de

partage)、第三の仲裁人が選定せられるが(本法案第四百八條)、第三の仲裁人は、他の仲裁人の意見の何れか一方に同意する必要はなく、他の仲裁人と意見を交換し討議する。裁定は多数決に従つてなされる。この場合第三の仲裁人の意見が屢々優越する。

第四百九條 第三の仲裁人は、他の仲裁人と討議し、當事者に意見の提出を促さなければならぬ。裁定は第三の仲裁人の職務執行受諾から一ヶ月以内に、多数決によりなされる。

可否同数なるときは、第三の仲裁人の意見が優先する。

(第三・四・五項略)

(二)第二は仲裁裁定に對する裁判所の監督介入の點である。仲裁の多くの場合、執行命令(Ordonnance d'exequatur)に對する異議の申立(現行民法第一千二十八條)により當該手續が裁判所に係屬するのが常であるという事實が委員會で問題となつた。即ち、仲裁は短期間に紛争の解決を仲裁により獲得しようとする、とする當事者の合法的な要求がある場合にのみ實効性があるので、仲裁が通常裁判所で再び問題とされるならば意味がない。しかし、だからといって、仲裁の適法性に關し、司法の監督を排除することは明らかに不可能である。排除するなら重大な濫用のおそれがあるからである。委員會はこの點で適切な手段の採用を必要と考えた。即ちその裁判が總ての上訴手段に服する民事裁判所に提起せられる代りに執行命令に對する異議は、民事裁判所長の管轄に屬することとした。裁判所長は、對審の裁判又は例外的に控訴に服さないものとされる裁判によつて、急速審理の形式で裁判する。

第四百十二條 仲裁裁定執行命令に對する異議は、その送達の際

日より二週間以内に提起されなければならない。

裁判所長は、仲裁の適法性を審理し、急速審理の形式において裁判する。

この裁判は對審でなされたものと看做され、これに對して控訴を提起することはできない。

第四章 不服申立

本法案第四編は、不服申立(voies de recours)、即ち、控訴、第三者の異議(la tierce opposition) 'la révision'、裁判官に對し損害賠償を求め訴(la prise a partie)を規定する。

本法案は、これらの事項に關する規定を全く改正した。控訴を規定する現行法は、一九四二年五月二十三日の法律(一九四五年十月九日の命令により施行)であるが、これすら全く改正された。主要な點は以下の如くである。

(一)控訴狀(第四編上訴 第一章控訴及び控訴審 第三節控訴狀)及び控訴審(同章第五節控訴審手續)に關する規定において、本法案が呼出について採用した規定を準用する必要があつた。本法案はこの點に努力を傾けているが、これについては異論がないようである。例えば、控訴狀について、

第四百三十五條 控訴狀の内容、呼出期間及び控訴狀の送達は、次條以下に別段の定なき限り、本法「呼出」の章の規定するところに従う。

(第三百四十六條以下省略)

(c) 他面、一九二四年の改正は、實務上重要な問題である豫審裁判に對しなされる控訴 (*l'appel des jugements avant-dire droit*) に關する規定に限り、撤回せらるべきであると考えられた。蓋し、控訴審の裁判を早めるために、現行民法第四百五十二條 (控訴期間を定める規定)、第四百五十三條 (控訴審において裁判をなすべき期間を定める規定) による手續上の配慮がなされているとはいへ、終局裁判以前に豫審裁判に對する控訴を認めたため、現行民事訴訟法は、不必要に訴訟手續を遅延することになつてゐる。そこで本法案は、本案を豫判しない豫審裁判及び本案を豫判する豫審裁判 (*des jugements préparatoires et interlocutoires*) の區別——一九四二年の改正前の民事訴訟法における區別——に従わず、豫審を命じる裁判に對し提起せられる控訴は、總ての場合、終局裁判とともにのみ受理されるものであるとした。

第四百二十條 前條の規定 (一般に控訴權を認める規定——筆者註) にも拘らず豫審を命ずる裁判に對してなされる控訴は、終局裁判に對してなされる控訴とともにする場合にかぎり、受理せられる。

(d) *La révision* にあつては、後發的な、換言すれば、問題とせられた裁判の付與以後に生じた事由が、當事者の何れか一方の側の詐欺に基づく證據の採用 (*l'emploi d'un moyen dolosif ou frauduleux*) により裁判官が犯した事實の誤認を無効とする。

第四百六十四條 既判力の發生せる第一審並びに控訴審の裁判は、以下の場合、當事者並びに適法に呼出された者の請求に基づき再審がおこなわれる。

フランス民事訴訟法改正草案について

1 人的詐欺 (*dol personnel*) ある場合

2 裁判の後に、宣言乃至承認せられた證據が虚偽のものであつたことが判明した場合

3 主宣誓 (*le serment décisive ou litis-decisoire*) が虚偽であると判断され、あるいは檢察官の請求により虚偽であると宣言され、又は、補助宣誓 (*le serment supplétoire*) が虚偽であると判断され乃至宣言された場合

4 裁判以後、決定的な證據が発見されそれが當事者の行爲により留保せられていた場合

5 當事者の名において、代訟人により申立てられ又は承認された自由又は同意 (*un aveu ou consentement*) 及びこれ等の者によりなされた申立に基づいて裁判が付與され、且つ當事者がこれを否認 (*le désaveu*) した場合

結 語

以上において、筆者は、甚だ不完全ながら、本法典の主要な改正點を紹介し終えたつもりである。

委員會は本法案の主要な改正點を紹介するにあたり、次の意味のことを述べているが、筆者は、これを紹介することをもつて本稿の結びとしたい。

本法案の作成は、本質的に實務上の要請に基づいてなされた。その内容は、基本的には舊制度 (現行制度の意——筆者註) を保

持しつゝ、實務上明確である慣習の枠内でこれを修正し且つ現代の要請に適合せしめ、裁判をより費用のかからない迅速なものとし、一般國民に利用し易きものとしたことである。

本法案の作成にあつて、委員會は、日々行われてゐる現實をもつて出發點としていた。委員會は、既に舊くなつた民事訴訟法典（現行民事訴訟法典——筆者註）に關して構成された從來の學說判例に限ることなく、汎く傳統や實務上の慣習——この慣習はしばしば各控訴院の管轄區により異ることがある——にいたる迄、充分深く研究した後始めて、諸種の困難な問題について態度決定をしてゐる。この點からも本法案は非常に大きな意義をもつ。

とはいえ、本法案に對し、猶多くの批判や異論が唱えられる餘地があることは、勿論認められる。殊に現行法の急進的改正の實現——一例をあげれば訴訟上の代理について——を委員會に要求してゐる者を失望させることになるであろうことは、委員會自身充分理解してゐる。しかし、本法案は、現在猶その原理につき問題がある急進的改革を實現しようとするものではなく、單に既に明確となつた現代的要請を取入れた改正にすぎないのである。本法案は、かかる現在の實務上の要請の實現を誇りうるものである。委員會は、結局かかる性格を有する本法案が歡迎されるであろうことを信じてゐる。